

事 務 連 絡

令和 3 年 1 月 19 日

各市町村介護保険主管課
沖縄県介護保険広域連合
八重山広域市町村圏事務組合 } 御中

沖縄県子ども生活福祉部
高齢者福祉介護課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて（情報提供）

新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて（令和 2 年 4 月 27 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）」、「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 4）（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）」等において示されているところです。

今般、保険者より上記事務連絡に基づき、要介護認定及び要支援認定の有効期間を従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算した後の有効期間が到来した場合の取扱いについて問い合わせがありました。

当該事案の取扱いについて、厚生労働省老健局老人保健課に問い合わせたところ、再度、12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとの回答がありましたので、情報提供致します。

※「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その 4）（令和 2 年 4 月 7 日厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）」における「今般、当該被保険者以外の全ての被保険者について、新型コロナウイルス感染症への感染拡大防止を図る観点から面会が困難な場合においては、要介護認定及び要支援認定の有効期間を、従来の期間に新たに 12 ヶ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できることとします。」の部分を再度、適用する扱いとのことです。

なお、厚生労働省老健局老人保健課においては、現時点において、再度の事務連絡の発出予定はないとのことです。

沖縄県子ども生活福祉部高齢者福祉介護課
介護企画班：武内 TEL：098-866-2214
メール：tkeuchik@pref.okinawa.lg.jp